

## 社会福祉法人 東湖園 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人東湖園の役員および評議員選任・解任委員会の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員会をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、別表により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

- 2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

### (出張旅費)

第4条 役員が、法人業務のために出張する場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

- 2 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。
- 3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

### (適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (報酬額)

第6条 役員の報酬額等に対して、各年度の総額以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
理事長	600 万円
常務理事	180 万円
理事	30 万円
監事	6 万円
評議員	30 万円
評議員選任・解任委員会	10 万円

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による時期に銀行振り込みとする。

- (1) 月額報酬については、毎月末日とする。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。
- (2) 日額報酬については、翌日支給とする。当日が休日の場合には、それ以後の金融機関の営業日とする。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

(旧規定の廃止)

平成17年4月1日より実施の役委員報酬等に関する規程は、これを廃止する。